

ご契約内容変更届出方法のご案内

2022/10/19

車上作動処理契約内容に変更が生じた場合、自再協に届け出ていただく必要があります。
 変更内容に応じて届出に必要な書類が異なりますので、以下から、該当する項目の必要書類をご確認ください。

●必要
 ○変更内容によって必要

＜提出必要書類一覧＞

変更内容	提出必要書類（※1）											リサイクルシステムへの変更届出も必要です	
	変更届出書	様式1	様式2	様式3	様式4	様式5	様式6①②	様式6③	業務手順書	実施場所に係る申告書	解体業許可証		
事業者情報	事業者名称	●	●	●								●※2	◎
	代表者	●	●									●※2	◎
	事業者の所在地	●	●									●※2	◎
	事業者組織 （個人事業主の代替わり）	新規事業所として新たにお申込みが必要です。											
	事業者組織 （個人事業主から法人化）	新規事業所として新たにお申込みが必要です。											
事業所情報	事業所名称	●	●	●						●			◎
	車上作動処理実施責任者	●	●							●			
	事業所の所在地（移転）※3	●		●	●	●	●	●	●		○		◎
	周辺状況の変更												
	例) 隣接する施設区分（工場・住宅・公園等）が変更した、半径70m以内に病院・学校・幼稚園・保育園・養護(介護)施設等が建設された...等	●		○	○	○	○	○					
	事業所内の変更												
	例) 施設内の配置が変更した、壁等を設置・撤去した	●		○									
	作動処理実施場所の追加・変更（事業所内）	●		○		●	●		●		○		
事業所の拡張（移転なし）	●				●	●	○						
発生音・発生臭対策	●		●										

※1 各書類の作成方法は「作成の手引き」をご確認ください。

※2 自治体にて許可証を再発行しない場合は自治体の受理印が押印されている届出書をご提出ください。

※3 事業所コード変更無しの場合のみ。（変更有の場合は新規契約が必要です）